平成２３年（フ）第５４５６号
大阪府吹田市高野台４丁目４番Ｂ90―104号
債務者　丹　加代子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４８４号
大阪市都島区都島本通５丁目10番28―305号
債務者　村田　博昭
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５０１号
大阪府高槻市富田丘町２番２―1110号
債務者　保村まち子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５１１号
大阪府交野市藤が尾５丁目16番10―305号
債務者　下川美奈子（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５４１号
大阪市西成区長橋２丁目１番１―602号
債務者　神崎　節子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５４６号
大阪府寝屋川市葛原１丁目13番４号
債務者　平瀬　直子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６０４号
大阪府八尾市桂町５丁目46番地の27
債務者　田村久美子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６０５号
大阪府茨木市東奈良１丁目12番14号
債務者　青木　加利
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６０６号
大阪府守口市南寺方中通３丁目14番20号
債務者　森脇　勝江
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６０８号
大阪市東住吉区矢田２丁目21番11号　元山ハイツ201号
債務者　辻　　正信
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６０９号
大阪市東住吉区湯里２丁目13番２号　ＭＩＹＯＳＨＩ　ＭＡ－１―305号
債務者　小嶋喜久江
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６１０号
大阪市西淀川区野里２丁目12番10―503号
債務者　遠藤　　明
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０９号
大阪府阪南市鳥取中489－７リベックス３号館101号室、住民票上の住所大阪府岸和田市下松町２丁目５番31号
債務者　野中イツミ
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５１７号
大阪府泉佐野市高松東２丁目３番７号　ベルハイツ泉佐野115
債務者　小川　　徳
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５９２号
大阪府貝塚市澤434番地２　ジュネスサンヨー107号
債務者　細川　泰行
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６３５号
大阪府和泉市弥生町２丁目５番35号
債務者　霜野　陽司
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６３８号
大阪府岸和田市土生町2294番地ネオハイツ東岸和田駅前609号
債務者　熊取谷安幸
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係